

## 5 教育・研究関係

### ア 教育主体等

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
学校法人の 要件緩和 (文部科学省)	学校法人の設立要件については、構造改革特区における特例措置として校地・校舎の自己所有要件の緩和が認められたところであるが、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和について、特区における状況も十分に踏まえながら検討し、所要の措置を講じる。	計画・教育ア	措置		
学校法人会計制度の見直し (文部科学省)	事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、学校の特性を踏まえつつ、例えば基本金の在り方の見直しや時価情報による評価など新しい企業会計基準の考え方を取り入れることなどについて検討を行い、学校法人会計基準を改正する。	重点・教育3(2) 〔計画・教育ア〕	措置		
学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省)	a 学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針等を分かりやすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付ける。また、広く周知を図るという観点から、財務書類及び事業報告書の記載内容をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。 (第159回国会に関係法案提出)	重点・教育3(1) 〔計画・教育ウb〕	法案提出等 要の措置	4月施行予定	
	b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。		16年度以降継続的に検討		
国立大学法人の評価に基づく組織の見直し (文部科学省)	a 国立大学法人の中期目標・中期計画においては、国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画が、数値目標の設定等も含め、可能な限り具体的なものとなるよう工夫することが重要であり、これらの評価が適切に行われるよう、中期目標・中期計画に関する評価基準を明確化する。	重点・教育1	可能な限り速やかに結論		
	b 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにする。評価の		最初の中期目標期間終了時まで速やかに結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。				
株式会社、NPO等による学校経営の解禁 (文部科学省)	a 公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、中央教育審議会での検討の結論を踏まえ、引き続き検討を行う。	重点・A P6	16年度以降引き続き検討、できる限り速やかに結論		
	b 株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。		16年度以降検討		

## イ 初等・中等教育

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し (文部科学省)	<p>現行の私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を私立学校審議会の構成員数の4分の1以上にしてはならない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する現行の規定を私立学校法から削除することを内容とする法案を第159回国会に提出する等所要の措置を講ずるとともに、私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣旨を通知等で関係者に十分に周知する。</p> <p>また、私立学校審議会をより開かれたものにするために、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進する。</p> <p>(第159回国会に係る法案提出)</p>	重点・教育2(2) 〔計画・教育イ〕	法案提出等所要の措置	4月施行予定	
年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化 (文部科学省)	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。	重点・教育8 〔計画・教育イb〕	16年度から検討開始		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
高校卒業レベルの学力認定制度 (文部科学省)	高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方について検討し、所要の措置を講じる。	計画・教育イ	結論	措置	
学校の自己点検評価の促進 (文部科学省)	各学校において評価項目等を適切に定め、自己点検評価を積極的に行う必要がある。 また、各学校が、毎年1回程度の自己点検評価を実施すること、及び自己点検評価に際しての基本的考え方や評価の仕方を含め、評価結果を公表することが必要である。 このため、自己点検評価の実施状況を把握し、その結果を踏まえて、自己点検評価の実施や結果の公表を設置基準において義務付けることを含めた促進策を検討し、結論を得る。	重点・教育3(4) 〔計画・教育イ25b〕	検討・結論		
コミュニティ・スクールの法制化 (文部科学省)	コミュニティ・スクールは、教職員人事、予算使途及び、教育課程の決定などの学校経営について、学校、保護者、地域の独自性を制度的に担保する一方で、地元代表や保護者代表を含む「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を負うという、地域コミュニティに開かれた、責任のある経営体として地方公共団体によって設置される。 コミュニティ・スクールを導入することの意義は、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資することであり、また、その存在が、既存の公立学校システム全体の活性化に資することにある。 よって、平成17年4月の開校に向け、コミュニティ・スクールの設置手続、地域学校協議会の設置手続・構成・機能のほか、学校長及び教職員について、地域学校協議会が人選についての推薦を含め人事に関与し、任命権者は地域学校協議会の意向を尊重することとするなど、人事に関し地域学校協議会の意向が反映されることが確実に担保されるような、学校長、地域学校協議会、市町村教育委員会、都道府県教育委員会等の権限と責	重点・教育2(1) 〔計画・教育イ29a〕	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	任の在り方を定めた所要の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提出する。				
加配教員制度の改善等 (文部科学省)	a 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び同法施行令では、少人数指導等の指導方法改善のための定数等のいわゆる加配定数の活用方法が定められており、都道府県教育委員会がこれらの規定以外の目的に活用することはできないが、この加配定数については、一学級の児童生徒数を減らすことに伴う担任教諭の増加に対応するために活用すること等、都道府県教育委員会の判断で加配定数を弾力的に活用することについて可能なものから実施する。	重点・教育6	措置		
	b 構造改革特区における市町村費による教職員配置の導入については、速やかに全国化に向けて、都道府県が市町村に対して、費用分担を含めた協力をし、国の標準を下回る形での少人数学級編制を行うことができるよう、都道府県や市町村の意見を踏まえつつ、市町村立学校教職員給与負担法の規定の見直しを検討し、結論を得る。		検討・結論		
教科書採択地区の町村単位の設定の容認 (文部科学省)	公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。 よって、町村の二ズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。	重点・教育7	16年度以降継続的に検討・逐次実施		
在留外国人児童生徒に対応した教育の充実 (文部科学省)	在留外国人児童生徒に対する教育を充実するため、日本語指導等特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の配置や、母語を用いた指導協力者の在り方等に関する調査研究等の施策を充実する。	重点・国際4(1)	逐次実施(15年度一部措置済)		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
幼稚園・保育所の一元化 (文部科学省、厚生労働省) <福祉イ の再掲>	地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。	重点・A P5〔計画・福祉イ〕	取りまとめ	措置	
「学校給食衛生管理の基準」において、クックチルシステムが導入可能であることを明確化 (文部科学省)	平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に支障がないと判断する場合には、学校給食にクックチルシステム(加熱調理した食品を急速冷却して保存し、必要な時に再加熱するシステム)を導入することが可能であることを明確化する。	重点・別 表5-824	措置		
職員の健康診断の期日に関する基準の弾力化 (文部科学省)	職員の健康診断については、6月30日までに行うこととされているが、学校の設置者の判断により、適切な時期を定めて行うことを可能とする。	重点・別 表5-825	措置		
学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与 (法務省) <法務ウ の再掲>	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。	重点・別 表 8 -205001	措置		

## ウ 高等教育

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
大学の情報公開の促進 (文部科学省)	a 教育環境、研究活動、学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数及び入学者数を含む入学者選抜に関する情報など、大学設置基準第2条の2における「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する。	重点・教育3(3) 〔計画・教育ウb〕	措置		
	b 広く周知を図るという観点から、これらの情報をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。		措置		
	c 通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方を講ずる。		16年度以降継続的に実施		
大学・学部・学科の設置等の弾力化 (文部科学省)	a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも平成16年6月までに結論を得る。	重点・AP7	6月までに検討・結論		
	b 上記校地面積基準の結論を踏まえ、校地の自己所有要件の更なる見直しについて、大学としての質の保証と継続性に配慮しつつ検討し、平成16年度中に結論を得る。		結論		
	c 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。		16年度以降検討、できる限り速やかに結論		
認証評価制度の改善 (文部科学省)	大学評価の質を維持し、学生等の大学選択等に資するため、大学設置基準を踏まえ、例えば、教育課程、教員組織及びその教育研究業績、管理運営、施設・設備、さらには財務状況などの在り方を認証評価機関がその実情に応じて評価することは極めて重要である。このような観点から、評価機関の評価実績等を踏まえ、認証評価機関が最低限設けるべき評価項目について検討を行い、その内容を認証基準において定める。	重点・教育4	16年度までに検討・措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価 (文部科学省)	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。	重点・教育5	国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで措置		
学生に対するセーフティネットの整備 (文部科学省)	大学が廃止されることとなる場合、学生の就学機会の確保を図るため、適切なセーフティネットの整備を検討する。	計画・教育ウ	結論		
海外から進出する大学など高等教育の国際的展開に対応した質の保証のあり方 (文部科学省)	海外から我が国に進出する大学は、我が国の学生にとっては国際化に対応した教育の選択肢のひとつであるとともに、海外からの学生受入数拡大の観点からも有意義である。しかし、これらの「大学」は、我が国の大学としての認可を受けておらず、消費者の混乱を招いている面がある。 したがって、大学の質保証及び消費者保護の観点から、例えば、国内の第三者評価機関が海外大学についても評価し得るようにするなど、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方について検討する。	計画・教育ウ21	17年までに結論		
借入金による大学・学部等の設置等の容認 (文部科学省)	学校法人の機動的運営を確保し、大学・学部等の新增設を推進するため、学校法人が大学・学部等を設置する際には、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、借入金による施設及び設備の整備や経営に必要な財産の確保を認める。	重点・教育2(3)	措置		
飛び入学制度についての検討 (文部科学省)	18歳未満での大学入学を可能とする飛び入学制度については、飛び入学制度の実施状況や課題等を調査し、その結果に基づき、飛び入学制度の更なる弾力化などその解決策について検討を開始する。	重点・教育8	16年度から検討開始		
各外国人留学生支援制度に関する関係省の連	国費外国人留学生制度や有償・無償資金協力による留学生支援制度等、政府による外国人留学生支援制度、さらには私費留学生に対する支援制度の位置付け、特性を踏まえ、施策の取りまとめを	重点・国際1(3)ア	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
携 (文部科学省、 外務省)	行うなど、関係省の施策の連携を図る。				
世界各国からの多様性のある留学生の確保 (文部科学省、 外務省)	近年の特定国からの留学生の顕著な増大や世界各国における社会経済情勢の変化に機敏に対応し、我が国への留学生を世界各国から幅広く受け入れるよう十分に配慮し、毎年度、国別受入数の見直しなどを柔軟に行えるような仕組みを各省間で構築する。	重点・国際1(3) イ	措置		
質の高い学生の確保のための仕組み作り (文部科学省)	a 「質」の高い優秀な学生が我が国を留学先として選択するよう、留学先教授の指名、留学生宿舍への優先入居等他の留学生との差別化を図るなど、我が国への留学を促すような仕組みを構築する。	重点・国際1(3) ウ	逐次実施		
	b 受け入れた留学生についても、留学期間中の成績等に応じて奨学金の給付を見直すなど、優秀な留学生の更なる就学意欲向上のための仕組みを構築する。		逐次実施		
国費外国人留学生制度等に係る手続の改善 (文部科学省、 外務省)	現地におけるニーズの把握、在日留学生からのヒアリング等を通じ、国別に現地の事情に対応した選考・募集を行うなど、より一層留学生の立場に立った募集・選考を行う体制・手続等の改善を図る。	重点・国際1(3) ア	措置		
渡日前入学許可の推進 (文部科学省、 外務省)	渡日前入学許可については、留学希望者の負担軽減の観点から、更に推進すべきである。このため、昨年より実施されている日本留学試験については、在外公館の協力を得て、その実施国・都市の拡大を速やかに図る。	重点・国際1(3) イ	逐次実施		
親日派人材の育成のための留学後のアフターケアの充実 (外務省)	留学・帰国後の現地におけるネットワークづくりへの支援、親日家・知日家集団である各国の帰国留学生会等の活動全般への支援を更に充実する。	重点・国際1(3)	逐次実施		
専修学校の	専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に	重点・別	措置		



事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
校舎面積基準の弾力化 (文部科学省)	じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には基準面積を減ずる。	表5-823			

## エ 研究開発等

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
研究者の資質向上のための機会の拡大 (内閣官房、【人事院】)	国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	計画・教育工	18年度までに措置		
寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備 (文部科学省)	国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国公私の大学で相互に競争的になるようにすることを検討し、所要の措置を講じる。	計画・教育工	措置(受託研究については措置済)		
大学と企業の実務者等による交流の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。	計画・教育工	措置・継続的推進		
大学教員の裁量労働制の周知 (厚生労働省) <雇用イ c の再掲>	最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員については、大臣告示の見直し(平成15年厚生労働省告示第354号)により「大学における教授研究の業務」が専門型裁量労働制の対象業務になったところであるが、今後その周知徹底を図る。	重点・雇用2(2) 〔計画・教育工b〕	適宜実施		
国立大学法人によるラ	国立大学法人の研究成果の活用に関する自主性を高め、国立大学法人の保有する技術の産業分	重点・教育9	遅くとも16年		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
イセンス対価としての株式取得の容認 (文部科学省)	野への移転を促進するため、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得について、業務の自己増殖的な膨張の防止に十分留意しつつ検討し、結論を得る。		度中に結論		
競争的研究資金制度の改善 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	a 年度当初から研究を開始するものについては、公募・審査を前年度から実施すること等により、研究費交付時期を年度当初に近づけるよう可能な限り早期化し、交付決定する。	重点・教育10	措置		
	b 研究費は、備品費、消耗品費、役務費、旅費等の費目で構成されており、費目間の振替が制限されているが、例えば、費目額の30%の振替を認める等、法律上可能な範囲で弾力的な研究が行えるようにする。		措置		
	c 年度を越えた研究を可能にするため、必要に応じ全ての競争的研究資金制度が繰越明許できるよう措置を検討し、所要の措置を講じる。		措置		
	d 研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。		16年度以降継続的に措置		
	e 研究費の不正使用を行った研究者については、一定期間研究費を交付しない制度を設けること等、不正行為の防止策を策定する。		措置		
地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る成果報告書の簡素化 (経済産業省)	地域新生コンソーシアム研究開発委託事業に係る成果報告書について、平成16年度中に、報告項目の整理、報告書ページ数の削減、2年度に亘る研究開発の1年度目の報告について簡潔な報告が可能なものは簡素化を許容する等の簡素化に係る検討を行い、当該年度の事業に係る成果報告より、その改善を図る。	重点・別表 8 -211012	措置		
研究開発補助金のテストピース等保管規定の廃止 (経済産業省)	研究開発における仕損じ品やテストピース等の保管については、額の確定後であれば写真等の保管により代用可能とすることができるよう実施要領を改正する。	重点・別表 8 -211013	措置		